

7 森政第 8 号
令和 7 年（2025 年）4 月 1 日

信州の木活用課長
森林づくり推進課長 様
地域振興局長（林務課扱い）

林務部長

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の一部改正に伴う諸経費の改正について（通知）

このことについて、林野庁長官から別添（写）のとおり改正通知がありましたので、下記により令和 7 年 4 月 1 日以降に起工起案する業務から適用してください。

記

【本通知で適用する改正内容】

- ・ 測量業務における諸経費の改正（詳細は別紙のとおり）

※林野庁通知のその他改正内容については、令和 7 年 4 月以降に順次適用を行う予定。

【問合せ先】指導担当 百瀬 塚原

TEL：026-235-7265

FAX：026-234-0330

防災無線：8-231-3227

所属 E-mail：rinsei@pref.nagano.lg.jp

令和7年4月1日から適用する測量業務における諸経費の改正内容

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の一部改正の新旧対照表に基づき、諸経費に係る改正内容を下記のとおり適用する。

【現行】

業務区分 \ 適用区分 対象額	50万円以下	50万円を超え1億円以下	10億円以上
	下記の率とする (%)	下記の算定式より算出された額とする (円)	下記の率とする (%)
測量業務	91.2	$371.23 \times (\text{直接測量費})^{-0.107}$	51.7

【改正後：R7.4.1～】

業務区分 \ 適用区分 対象額	50万円以下	50万円を超え1億円以下	10億円以上
	下記の率とする (%)	下記の算定式より算出された額とする (円)	下記の率とする (%)
測量業務	95.8	$288.50 \times (\text{直接測量費})^{-0.084}$	61.4